

重要事項説明書
(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 山田医院併設介護療養型老人保健施設
- ・開設年月日 平成 24 年 3 月 1 日
- ・所在地 富山県射水市三ヶ 835
- ・電話番号 TEL 0766-55-3322／ FAX 0766-55-8933
- ・管理者名 医師 山田 一成
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1651180018 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

当施設は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供します。

当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

(3) 施設職員体制

	常 勤	兼務又は非常勤	夜 間	備 考
医 師	(1) 以上			() 管理者兼務
看護職員	2 以上		1	夜間は、看護又は介護職員 1 名
介護職員	4 以上		(1)	
支援相談員		1 以上		兼務
理学、作業療法士		1 以上		兼務
栄養士	1			
薬剤師		1		兼務
介護支援専門員	1			兼務
事務職員	1			兼務
その他		1		

(4) 入所定員等

- ・定員 18 名
- ・療養室 個室 2 室、2 人室：2 室、4 人室：3 室

2. サービス内容

(1) 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）の立案

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスは、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下に

おける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。入所者の有する能力その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を把握し計画を作成する。

(2) 食事サービス

・朝食 7時30分 ・昼食 12時00分 ・夕食 17時30分

(3) 入浴 (一般浴槽での入浴の他、入浴に介助を要する場合は介助浴にて対応いたします)

(4) 医学的管理・看護

(5) 介護サービス (退所時の支援も行ないます。)

(6) 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)

(7) 相談援助サービス

(8) 行政手続代行

(9) その他

3. 施設利用料金

(1) 介護保険給付の自己負担額は、介護保険法で定める一部負担金の額をご負担頂きます。

(2) 保険外負担金 (利用料) として、滞在費 (居住費)、食費、特別な室料 (滞在費とは別)、健康管理費等、その他の費用は、別紙＜短期入所療養介護利用料金表＞又は＜介護予防短期入所療養介護利用料金表＞に基づきご負担頂きます。

※但し、世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方等で、負担限度額認定を受けている場合は認定証記載の額。

(3) 支払い方法

毎月12日までに、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の25日までにお支払いください。お支払い方法は、指定口座への振込み、又は、口座振替でお願いいたします。入所時にお選びください。

4. 協力医療機関等

当施設では、つぎの医療機関・歯科医療機関に協力いただいており、利用者の状態が急変した場合には、速やかな対応をお願いしております。

＜協力医療機関＞

- ・射水市民病院 (住所:射水市朴木20番地)
- ・山田医院 (住所:射水市三ヶ835)

＜協力歯科医療機関＞

- ・デンタルオフィス RISEI (住所:射水市三ヶ835)

5. 施設利用にあたっての留意事項

- ・診療、看護・介護、リハビリテーション等については医師、看護婦、介護職員、理学療法士、作業療法士、支援相談員等の関係職員の指示に従ってください。
- ・共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めてください。
- ・外出、外泊を希望される方は、所定の手続きにより外出・外泊先、用件、施設へ帰着される予定日時などをサービスセンターへ届け出してください。
外出外泊中に医療機関を受診される場合は、必ず施設までご連絡ください
- ・面会をご希望される方は、サービスステーションまでお申し出ください。※受付に備え付けの面会簿の記入をお願い致します。
- ・施設の清潔や環境衛生保持のための指示にはご協力をお願いします。
- ・施設内での宗教活動や政治活動はご遠慮ください。
- ・泥酔、喧嘩もしくは口論など他の利用者に迷惑がかかる行為がないように注意してください。

6. 非常災害対策

- ・防災設備　　非常通報装置、スプリンクラー設備、消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、避難器具等
- ・防災訓練　　年2回　（うち1回は夜間想定訓練）

7. 禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養を送っていただくために、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- ・火災予防および受動喫煙防止のため、施設建物敷地内の喫煙は禁止されています。

8. 苦情処理の体制

当施設は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を常設しております。苦情処理の体制及び概要については別紙「利用者（家族）からの苦情処理の概要」に基づき対応することとしております。

苦情を受け付けた場合には、苦情処理表に記録し当該苦情の内容等の事実確認を行うとともに、その対応を検討し苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを行います。

9. 事故発生時の対応

当施設は、入所者に対する短期入所療養（介護予防短期入所療養）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

なお、事故の状況及び事故に際して採った処置については記録し、また、入所者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

10. その他

当施設の利用にあたっての詳細につきましては、支援相談員までご遠慮なくお問合せください。
(電話 0766-55-3322)

別紙 利用者家族からの苦情処理の概要

当施設のサービス内容に対し、ご意見、要望や苦情がありましたら



- 当施設には、ご意見や苦情申し出の常設窓口として
支援相談員がおりますので、ご自由にお申し出ください。

<常設窓口>

支援相談員 酒井 幸則
(電話 0766-55-3322)



- お寄せいただいたご意見、要望や苦情等は、施設長へ報告のうえ
施設の「苦情処理委員会」等で、改善策について検討し、
その結果をお申し出いただいた利用者の方へお伝えいたします。



直接、各市町村・保険者などに申し出ることもできます。

外部苦情申立機関 (連絡先電話番号)	射水市 福祉保健部 介護保険課	0766-51-6627
	富山市 福祉保健部 介護保険課	076-443-2041
	高岡市 福祉保健部 長寿福祉課	0766-20-1375
	富山県国民健康保険団体連合会 情報・介護保険課 苦情相談窓口	076-431-9833
	富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280

当施設を利用され、ご意見・ご要望・苦情等がございましたら
つきの担当支援相談員へお申し出ください。

<担当者>支援相談員 酒井 幸則

施設長